

(資料一)

架空送電線関係現場監督者認定要領

1. 目的

本要領は、架空送電関係の現場監督者認定に関する取扱いと運用について定める。

2. 現監資格認定証の交付申請

請負者は、現監資格認定証の交付を希望する時は、現監資格認定証交付申請書および履歴書を、一般社団法人送電線建設技術研究会（以下、「送研」という）中部支部に提出する。

申請職種は下記のとおりとする。

職種	職種説明	備考
全般	元請会社に所属し 送電線工事業務に従事する者	工事に伴う現場責任者は、全般の取得が必要
鉄塔 *1	直営班、または協力会社に所属し 鉄塔工事に従事する者	
架線	直営班、または協力会社に所属し 架線工事に従事する者	
鉄塔・架線	直営班、または協力会社に所属し 鉄塔・架線工事に従事する者	
その他 *2	原則として、直営班、または協力会社に所属し 測量、伐採業務等に従事する者	3.(6)*2に示す細部 職種を申請書の()に 記入する

*1；鉄塔とは基礎・組立工事をいい、杭工事（場所打ち杭、既製杭等）、嵩上げ工事（TLU等）、索道工事、モノレール設置工事なども鉄塔である。

*2；元請会社社員がその他を取得した場合は、3.(6)*2の細部職種に限り従事可能である。

3. 現監資格認定証交付申請書の受理

送研中部支部は、2項により提出された書類を、以下の条件に基づき審査する。

- (1) 労働安全衛生法第60条に定められた「職長・安全衛生責任者教育」を受講していること。ただし、職種が【その他】で建設業以外は職長教育のみで良い。
- (2) 現場監督者として十分な人格と知識・技能を有すること。
- (3) 肉体的（視力、聴力、その他）および精神的な欠陥がないこと。
- (4) 年齢が満23歳以上であること。

(5) 当該職種の経験年数が次のとおりであること。

- | | |
|-------------------------------|------|
| 大学院、大学 | 3年以上 |
| 高専、短大（短大と同等以上と認められる各種専門学校を含む） | 4年以上 |
| 高校、中学 | 5年以上 |

このうち机上業務を経験年数の2/3とみなし、申請書に記載する当該職種の現場経験年数は、1/3以上とする。

〈例〉大学卒の現場経験年数は12ヶ月以上

直営班または協力会社に所属する者が、2種の区分（鉄塔・架線）を取得する場合の各区分毎の最低現場経験年数は1/3以上必要とする。

〈例〉大学卒の各区分（鉄塔・架線）毎の最低現場経験年数は4ヶ月以上
実務経歴には、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力PG」という）の送電線工事および他電力会社の送電線工事ならびにゼネコン工事を含む。

(6) 職種毎に下表の作業主任者等の資格を取得すること。

職種	必須公的資格	
全般	①～③のうち1資格以上、あるいは④～⑧のうち2資格以上 （2資格以上は④～⑦のうち1資格以上かつ⑦～⑧のうち1資格以上）	※1
鉄塔	①～⑦のうち1資格以上	
架線	①～③、⑦～⑧のうち1資格以上	
鉄塔・架線	①～③のうち1資格以上、あるいは④～⑧のうち2資格以上 （2資格以上は④～⑦のうち1資格以上かつ⑦～⑧のうち1資格以上）	
その他	※2	

※1 必須公的資格（国家資格・作業主任者等）

- ① 2級施工管理技士（土木または電気工事）以上
- ② 第3種電気主任技術者以上
- ③ 第2種電気工事士以上
- ④ 地山の掘削作業主任者
- ⑤ 土止め支保工作業主任者
- ⑥ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- ⑦ 玉掛技能講習修了者（つり上げ荷重1t以上）
- ⑧ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

※2 その他は、従事する細部職種に応じ下記の教育修了が必要。

従事する細部職種	必要資格
がいし洗浄工事 (活線点検、活線架線金具補修、活線塗装、活線鳥害補修等を含む)	電気取扱者業務(高圧・特別高圧)の特別講習修了者
航空障害灯関係工事	電気取扱者業務(高圧・特別高圧)の特別講習修了者
故障区間検出器取付工事	電気取扱者業務(高圧・特別高圧)の特別講習修了者
OPGW 接続工事	なし
鉄塔接地低減工事	なし
基礎工事以外の土工工事 (フェンス設置、鉄塔敷地舗装、巡視路補修、搬入路等)	なし
伐採工事	チェーンソーを使用した立木の伐木等の業務に係る特別教育修了者
除草工事	刈払機取扱作業安全衛生教育修了者
緑化工事	なし
鉄塔スケッチ	なし
測量調査工事	なし
地質調査工事	なし
測量調査・地質調査以外の調査工事	なし
巡視	なし
点検	なし

4. 現監資格認定証交付申請者の教育

送研中部支部は、3項の審査を満たした者に、次による安全講習会を開催する。

- (1) 講師は、資格認定業務を行う組織のなかの知識・技能を有する者があたる。
- (2) 講習日程は1日程度とする。
- (3) 講習内容は、「請負作業施工・安全心得書」等の中部電力 PG ルールのほか、関係法令の説明および災害事例の検討などとする。
- (4) 講習会終了時には、筆記試験を行う。

5. 現監資格認定証の交付

送研中部支部は、安全講習会の試験に合格した者に対し、現監資格認定証を交付する。発行者は、送研中部支部長とする。

6. 現監資格認定証の交付日

現監資格認定証の交付日は、安全講習会の受講日とする。

7. 現監資格認定証の有効期限

現監資格認定証の有効期限は、交付日の5年後の期末日（上期は9月30日、下期は3月31日）とする。なお、有効期限が期末日ではない現監資格認定証を保有する場合は、記載の期限内で更新した後、期末日に変更する。

8. 現監資格認定証の更新

現監資格認定証の更新は、新規交付に準ずる手続き・審査および安全講習会を経る。

9. 更新時の特別延長措置

更新対象者が、やむを得ない事情により有効期限内に更新講習会が受講できなくなる場合、特別延長措置の手続きを行うことにより更新機会の延長を認める。

(1) 特別延長措置を認める場合および必要書類

特別延長措置を認める場合	必要書類
入院・療養	医師の診断書
自然災害（大地震、大型台風等）	会社の申告書（様式自由）*1
災害復旧	会社の申告書（様式自由）*1
海外出張	会社の申告書（様式自由）*1
その他やむを得ない事情の場合	会社の申告書（様式自由）*1

*1；「特別延長措置願い」の特別措置理由に記載できれば添付省略可

(2) 延長年月と延長可能年月

延長年月は、休業明けの一番近い講習会までの月数とする。

ただし、最長で延長可能期間までとし、超える場合は新規で受講する。

特別延長措置を認める場合	延長可能期間
入院・療養	1年
自然災害（大地震、大型台風等）	6ヶ月
災害復旧	6ヶ月
海外出張	出張期間後の直近の講習会まで
その他やむを得ない事情の場合	6ヶ月

(3) 手続き

(ア)-① 更新対象者が(1)に掲げる理由で更新講習会が受講できずに有効期限を迎えて失効する前に、元請会社は教育部会委員長宛に、必要書類を添えて更新時の「特別延長措置願い」を提出する。

(ア)-② 教育部会委員長は、内容を審査し、次回受講するまでの有効期限を延長した内容を記載した「有効期限延長証明書」を発行する。

- (ア)-③ 更新対象者は、次回更新までの間は、「現場監督者資格認定証」とともに「有効期限延長証明書」を携帯することで、現場監督者として継続業務できる。
- (イ) 受講までに現場監督者に関する中部電力 PG からの通知事項があった場合は、特別講習トレーナーが教育を実施する
実施内容は教育修了報告書に実施結果を記入して、「現監資格認定証交付申請書」とともに提出する。
- (ウ)-① 更新対象者は、休業明けの一番近い講習会を更新日として「現監資格認定証交付申請書」で再申請し受講する。
- (ウ)-② 合格した場合の有効年月日は、当初受講予定日から5年目の期末とする。

10. 現監資格認定証を受けた者の名簿の提出

送研中部支部は、現監資格認定証を交付（更新を含む）した場合、その都度交付者名簿を中部電力 PG の関係部署に提出する。

11. 資格の取消等

送研中部支部は、現監資格認定証を受けた者が次の各号の一つに該当する場合は、直ちに現監資格認定証を返却させ、取消または一定期間の効力停止の措置を講じ、その旨を本人が所属する工事会社に通知するとともに中部電力 PG の関係部署に報告する。

- (1) 3項に定める条件に適合していないことが判明した場合
- (2) 現監資格認定証の不正な取扱い（他人に貸与または譲渡等）をしたことが判明した場合
- (3) 作業指揮監督上の過失等により中部電力 PG から取り消し等の要求があった場合

12. 現監資格認定証の再交付

現監資格認定証を紛失、汚損または破損したとき、および記載内容が変更した場合は、「資格認定証再交付申請書」を発行者に提出し再交付を受けることができる。

所属会社に変更した場合は、旧所属会社の同意を得た後、新所属会社が「現場監督者の所属変更について」により手続を行う。

交付する新資格認定証の取得年月日と有効期限は、取得時のままとする。

13. 現監資格認定証の携行

現監資格認定証の交付を受けた者は、作業中、現監資格認定証を携行していなければならない。

14. 現監資格認定証の返却

請負者は、現監資格認定証の交付を受けた者が退職その他の理由で当該資格を消滅した場合、直ちに送研中部支部へ現監資格認定証を返却しなければならない。

なお、更新を実施しない場合は、「更新辞退届出書」の提出とともに現監資格認定証を返却する。

15. 送研本部認定による資格取得者に対する取扱い

送研本部認定による現場代理人、上級現場代理人および作業班長資格は、送研中部支部現場監督者資格認定と目的を同じくするものであるため、現場監督者と同等の資格を有するものとして取扱う。ただし送研中部支部以外で資格認定を受けている者は、現場監督者の新規取得を原則とするが、送研中部支部が定める特別講習を受講することにより、当該件名に限り現場監督者扱いとすることができる。

16. 中部電力 PG の出向社員ならびに退職再就職者の資格認定

中部電力 PG 社員が関係会社へ出向した場合ならびに退職再就職し資格認定を必要とする場合は次による。

(1) 資格認定の条件

次の条件をすべて満たしている場合に限り、「書類審査」のみで認定する。

- ・ 中部電力 PG 在職中または再就職後「職長・安全衛生責任者教育」を受講していること。ただし、職種が【その他】で建設業以外は職長教育のみで良い。
- ・ 中部電力 PG 在職中に、送電線（工事・保守）に係わる工事の作業責任者、作業監督者または作業管理者の経験が5年以上あること。
- ・ 出向先または再就職先において、現場業務に従事する必要があること。
- ・ 交付申請書の書類審査条件を満たしていること。

(2) 事務手続き

- ・ 一般の交付申請書に準じて申請手続きを行う。
なお、申請手続きの有効期間は、出向または退職辞令発令後6ヶ月以内とする。
- ・ 認定後の更新は、一般更新と同等の取扱いとする。

(3) 上記の(1)「資格認定の条件」を満たさない者については、「書類審査」のみでの認定は行わず、一般申請者と同様に初回講義および筆記試験を受験し、「その他」職種に限定のうえ認定する。

17. 要領の改訂

本要領の改訂が必要となった場合は、送研中部支部資格認定選考委員会で検討し教育部会で審議したのち改訂する。

制定・改訂履歴

年月	概要
H15. 3.24	「架空送電線関係現場監督者認定要領」として制定 (主要変更点) <ul style="list-style-type: none"> ・更新期間を3年から5年に延長した。 ・申請要件に職種ごとに公的資格(作業主任者など)を必須条件とした。
H27. 3.26	「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・現場監督者(鉄塔、架線)の支部必須要件資格を作業班長(基礎・組立、架線)の支部必須要件資格に合わせた。 ・交付年月日を、講習日ではなく半期毎にした。 ・認定申請に必要な経験年数、業務の考え方を明示した。 ・職種その他について、従事する業務に応じ、必要な教育修了を明示した。 ・更新時の特別延長措置を追加した。 ・現監資格認定証記載事項変更時の取扱いを追加した。
H27. 5.25	「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・職種その他について、職長教育の扱いと細部職種を追加した。
H27.10.30	「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・職種その他について、細部職種を追加した。
H28. 9.27	「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・職種その他について、細部職種を追加した。 ・運用実態に合わせ、9 認定証を受けた者の名簿の提出、17(1)資格認定の条件を修正、17(3)その他の細部職種の記載を修正、16 交付者名簿の作成を削除(H28.6 教育部会承認済)。
H29.6.14	「架空送電線関係現場監督者認定要領」改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・各種専門学校の実務経験を明記した。
2018.12.1	<ul style="list-style-type: none"> ・現監資格認定証の交付日、有効期限を明確化した。 ・追指導は、実績がなく必要性もないため、削除した。
2020. 5.25	中部電力 PG 発足に伴う社名変更